

2026年度

輸送の安全に関する 情報の公開について

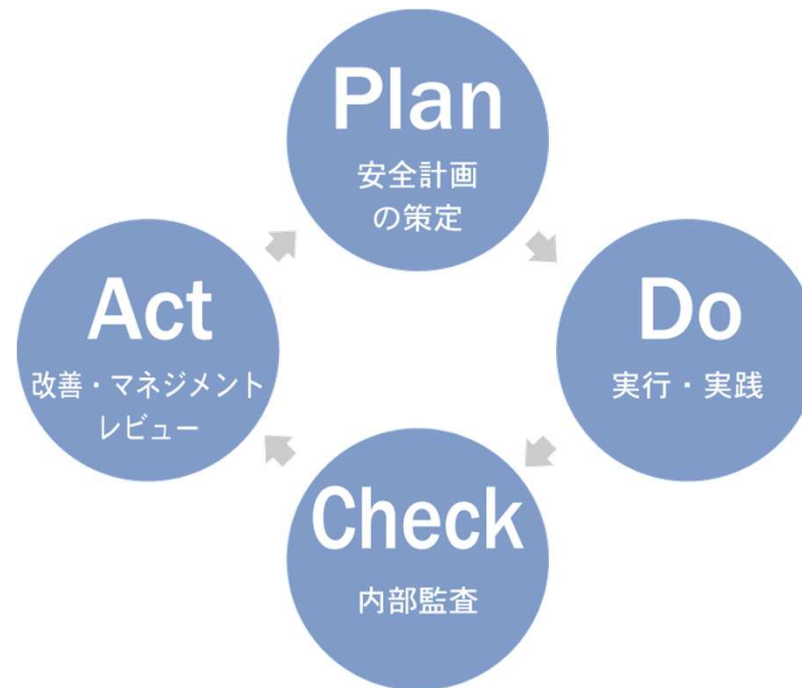


函館バス株式会社

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により、道路運送法が改正されたことに伴い輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた「安全管理規程」を策定し、この規定に基づき輸送の安全に関する

計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Act）

を継続して行い、常に業務を改善することで輸送の安全確保及び輸送の安全性向上に努めております。



旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づき、輸送の安全に関する情報を公開いたします。

目 次

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本方針
2. 2026年度輸送の安全に関する目標
3. **2025年度事故抑止目標に対する達成状況と2026年度事故抑止目標**
4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
5. 安全管理規程
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置
10. 安全統括管理者に係る情報

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

平成22年度より【安全方針】を策定。

安全方針

当社は公共交通機関として、全てのお客様へ安全・安心なバスを提供するため次のことを実践します。

1. 安全輸送の最優先

バス事業の運営に輸送の安全確保が最も重要であり、最大の使命とする

2. 関係法令の遵守

安全への確保において、関係法令の遵守及び執務の厳正に努める

3. 防災体制の徹底と人命最優先の組織対応

万全な備えて、迅速な避難と組織的な危機管理を徹底する

輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施する。

令和8年5月1日

代表取締役社長

内澤博昭

1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全を確保するため主導的な役割を果たしています。また、現場からの安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図っています。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めると共に、輸送の安全に関する情報を積極的に公表しています。

2. 2026年度輸送の安全に関する目標

重点目標	
①レガートドライブによる安全輸送	②左折時一旦停止
実施項目	
①車両の発進、走行、停車すべてにおいてなめらか（レガート）に運転操作を行うことで、法令遵守及び安全性・快適性の向上へ繋げ、総括的な安全輸送を実施します。	
②重大事故（歩行者・自転車等）の巻き込み防止対策として、交差点を左折する際に交差点内で一旦停止し左右の安全確認を行うなどして事故防止を図ります。	

3. 2025年度事故抑止目標に対する達成状況と2026年度事故抑止目標

(1) 2025年度の事故抑止目標に対する達成状況

2025年度	有責事故件数 【抑止目標】	第一当事者となる 有責事故発生件数
乗合バス	5件以下	11件（内物損事故9件）
貸切バス	0件	0件

(2) 2026年度の事故抑止目標

2026年度	第一当事者となる有責事故抑止目標（含む物損事故）
乗合バス	5件以下
貸切バス	0件

※会社全体としての統一目標です。

営業所等においては会社統一目標を基本として個別目標を定めています。

4. 自動車事故に関する統計

2025年度 事故報告規則第2条に基づく報告内容		
規定	自動車事故 第2条 抜粋	件 数
第3号	死者又は重傷者を生じたもの	0件
第9号	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
第11号	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	1件
	合計	1件

5. 安全管理規程

別紙のとおり定めて国土交通省に報告しております。 【別紙参照】

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 2025年度に輸送の安全のために講じた主な措置

① 安全運転研修の実施

バスの運転に必要な高度な技能と知識を習得させるため、外部施設である安全運転中央研修所に乗務員を入校させ安全運転技能等の向上を図りました。

② 外部講師による運行管理者研修の実施

運行管理者の業務を効果的かつ効率的に進めるうえで重要な乗務員等とのコミュニケーション能力向上を目的として外部講師を招き「聴く」スキル研修を受講し知識、技術の習得を図りました。



③ 健康に起因する事故防止

平成28年より全乗務員を対象にSAS（睡眠時無呼吸症候群）検査を取入れ健康面から乗務員管理を行い安全対策に努めたほか、自動体温測定器を設置し常に健康状態を把握する等の健康管理に努めました。

④ 経営トップなど取締役役員による訓示

全営業所等が実施する運転者研修会に経営トップなど取締役役員が参加し訓示を行い事故防止に努めました。



(2) 2026年度に輸送の安全のために講じようとする措置（計画）

① 輸送の安全に関する取組

安全に関する取組みを継続し、PDCAサイクルを活用する等して改善を図ります。

② 安全確認の徹底

交差点左折時の巻き込み防止を図るため、左折時一時停止して安全確認に努めます。

③ 乗務員研修

乗務員のスキルアップを図り事故防止に努めます。

④ 乗務員の健康管理

定期的な健康診断の受診と診断結果に基づき健康指導を行います。

⑤ 新型コロナウイルスなど感染対策

新型コロナウイルスなどの感染予防対策を継続します。

⑥ 運行管理者の教育推進

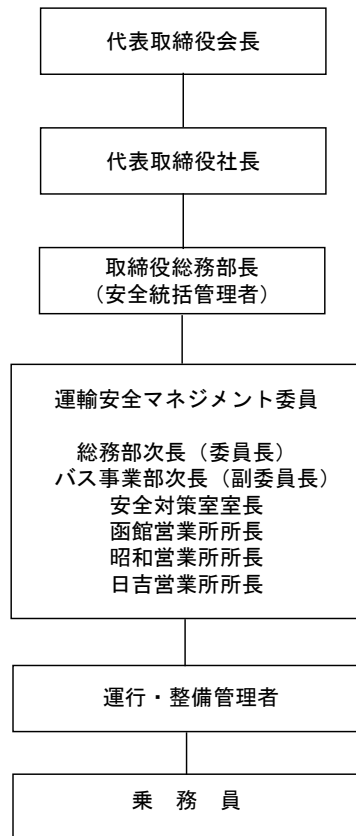
セミナーの受講等により、危機管理能力の向上等、現場力の強化に努めます。

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

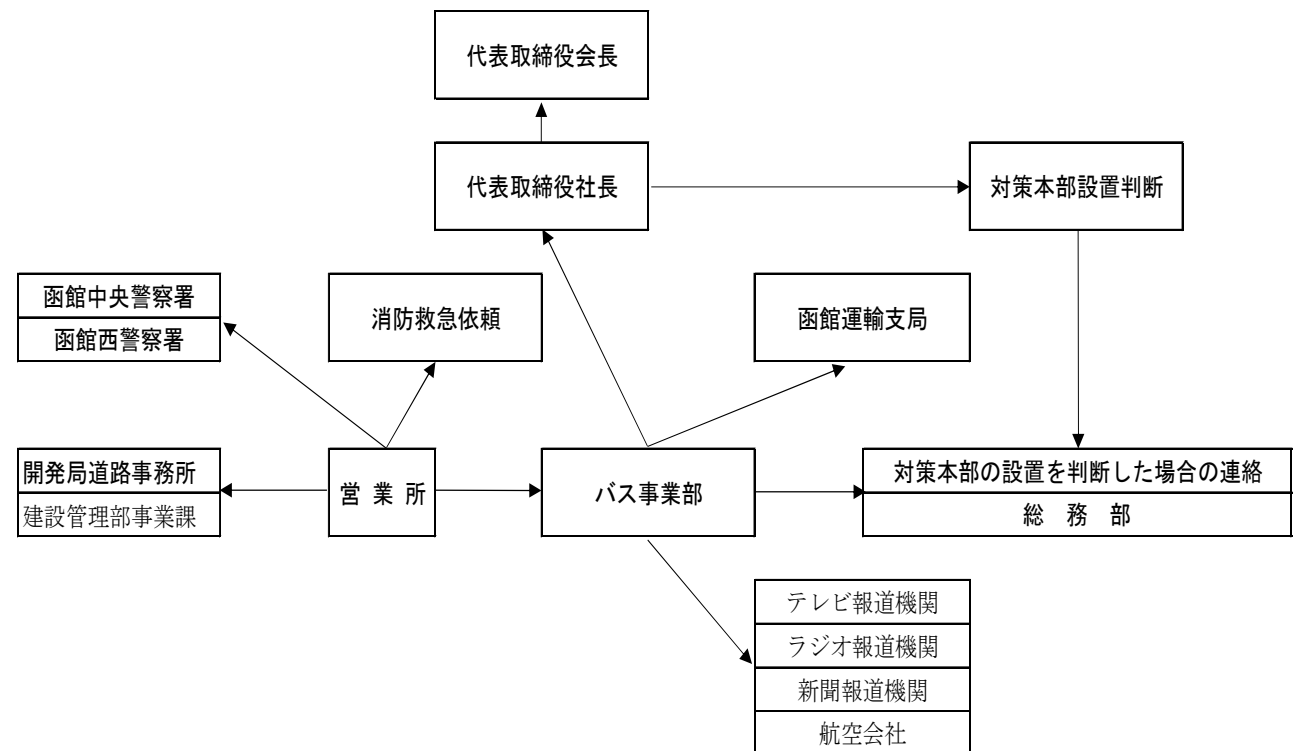
下 左図：輸送安全マネジメント組織体制図（輸送安全管理規定第8条4項）

下 右図：事故、災害時における緊急連絡体制（輸送安全管理規定第13条1項）

輸送安全マネジメント組織体制図



緊急連絡網



8. 輸送の安全に関する事故防止の取組みと教育及び研修の実施状況

(1) 事故防止の取組み

- ・会社独自による火災及びバスジャック発生時の対応要領等について訓練を実施
- ・車椅子利用者の対応要領（固定ベルト等）について訓練を実施
- ・飲酒運転根絶宣言事業者として登録

(2) 教育及び研修の実施状況

- ・運転者研修の実施
- ・乗務員の適性診断（一般、適齢）を対象者ごとに受診
- ・運行管理者講習を2年毎に受講
- ・整備管理者選任講習を2年毎に受講



飲酒運転根絶宣言事業者

登 録 証

貴事業者は、北海道飲酒運転の根絶に関する
条例の趣旨を踏まえ、具体的な取組を通じて飲
酒運転の根絶を宣言され、飲酒運転根絶宣言事
業者として登録したので、それを証します。

氏名又は名称 函館バス(株)

登 録 番 号 第2704号

令和7年3月17日

北 海 道

公益社団法人北海道交通安全推進委員会

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果及び講じた措置

2026年3月26日、経営トップ及び安全統括管理者に対し輸送の安全に関する内部監査を実施しました。

【監査結果と内容】

- ・安全管理体制の維持管理の留意点
- ・重点目標の実施確認
- ・重点目標の浸透状況
- ・安全統括管理者の役割 など

安全輸送を第一に考え運転者対策などの取組み姿勢が認められ、概ね適正であることを確認いたしました。

内部監査委員長

10. 安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

取締役総務部長 本 庄 大 輔